

都市機能誘導区域外における行為の届出（都市再生特別措置法第108条関係）に関する提出書類

1 開発行為の場合

図 書	
	開発行為届出書（様式－4）
	委任状（様式自由：代理人による届出を行う場合に限る。）
	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
設計図	現況図
	土地利用計画図
	造成計画平面図
	造成計画断面図
	排水施設計画平面図
	給水施設計画平面図
	がけの断面図
	擁壁の断面図
	その他参考となるべき事項を記載した図書

2 建築等行為（誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為）の場合

図 書	
	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書（様式－5）
	委任状（様式自由：代理人による届出を行う場合に限る。）
	敷地内における建築物の位置を表示する図面
	建築物の2面以上の立面図
	各階平面図
	その他参考となるべき事項を記載した図書

3 上記1又は2の届出内容（設計又は施行方法）を変更する場合

図 書	
	行為の変更届出書（様式－6）
	委任状（様式自由：代理人による届出を行う場合に限る。）
	上記1に掲げる図書一式（開発行為の変更を行う場合）
	上記2に掲げる図書一式（建築等行為の変更を行う場合）

4 留意事項

- * 開発行為について届出を行う予定又は届出済みの敷地において、届出対象となる建築等行為を行う場合は、別途、届出を行うこと。
- * 提出部数は正本1部、副本1部とする。